

議案第 1 1 4 号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例（昭和 3 7 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条の 8 の次に次の 1 条を加える。

（定期使用許可）

第 3 3 条の 9 市長は、第 8 条第 1 項各号に掲げる条件を具備する者のうち、規則で定める日において同居親族に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの者があるものに、市営住宅でその周辺地域の状況その他の実情に照らし特に子育てに適すると認めるものを使用させる場合には、1 6 年を超えない範囲内において規則で定める期間を限って当該市営住宅の使用を許可することができる。

2 前項の規定による許可（以下この条において「定期使用許可」という。）は、その更新がなく、使用期間（定期使用許可の期間をいい、第 6 項の規定により延長された使用期間を含む。以下この条において同じ。）の満了によってその効力を失うものとする。

3 市長は、定期使用許可をしようとするときは、あらかじめ、市営住宅の使

用者として決定された者に対し、前項に定める事項について、その旨を記載した書面を交付して説明するものとする。

4 前項の規定による説明を受けた者は、第12条第1項又は第2項に規定する期間内に、これらの規定の手続のほか、当該説明を受けた旨を証する書類の提出をしなければならない。

5 市長は、定期使用許可をした場合には、使用期間が満了する日の1年前から6月前までの間に、使用者に対し使用期間の満了により当該定期使用許可が効力を失う旨を通知するものとする。

6 市長は、使用期間が満了する日において、使用者が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者と第22条第1号の規定により許可を受けて同居している場合には、当該使用者の申出により、16年を超えない範囲内において規則で定める期間を限って使用期間を延長することができる。

7 定期使用許可を受けた使用者は、使用期間が満了する日までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

8 定期使用許可を受けた使用者については、第6条第7号及び第8号の規定は、適用しない。

9 第3項及び第4項の規定は、第6項の規定により使用期間を延長する場合について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

特に子育てに適する市営住宅について、期間を限って使用を許可することができることとすること等のため、この条例を制定するものである。